

請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

25-5

1 署 等 名	岐阜森林管理署
2 事 業 の 種 類	請負事業(造林事業)
3 災 害 発 生 日 時 等	平成25年7月26日(金) 9時10分頃発生 怪我の程度:左足関節内果骨折、左腓骨骨折、左脛腓靭帯損傷 休業見込み:治癒2ヶ月(リハビリ1ヶ月)計3ヶ月
4 災 害 発 生 場 所	岐阜県下呂市乗政 乗政国有林1123い林小班
5 契 約 相 手 方	株式会社 丸山 代表取締役 山下 弘行
6 事 業 実 行 事 業 体	(下請 小坂町森林組合 代表理事組合長 住 正文)
7 被 災 者 年 齢 等	年齢:56歳 性別:男 2の事業の経験年月日:19年 雇用区分:常雇 社会保険等加入状況:労災、雇用、健康、厚生、林退
8 従 事 作 業	森林環境保全整備事業(保育間伐活用型外)の伐倒作業
9 災 害 概 況	当日、被災者は同僚3名と存置箇所の伐倒に従事していた。(伐倒4名) 午前9時10分頃、ヒノキA(胸高直径18cm、樹高9.2m)を伐倒したところ、伐根から1.4m斜面下方の地点でかかり木状態(A')となったため、手で押し倒そうとしたが倒れなかった。 このため地上高77cm(切断径18cm)の箇所のでかかり木の元玉切りを行ったところ、伐採と同時に足元が滑り左足首を外側へ捻ったところへ、伐倒木の元口部(A'')が落ちてきたため被災した。 被災者は直ちに、近くで作業をしていた同僚Aに助けを求めた。同僚Aは直ちに、同僚Bと共に被災者搬送に当たった。 同僚Cは被災者搬送のため車両の手配及び、小坂町森林組合への災害発生の連絡を行った。 12時00分頃、被災者を治山資材運搬路沿いまで搬送し、同僚Cが手配しておいた車両により県立下呂温泉病院へ搬送した。 12時20分頃、県立下呂温泉病院にて手当を受ける。
10 その他特記すべき事項	チェーンソー特別教育(安衛則第36条第8号、平成7年9月18日修了)

災害発生位置図

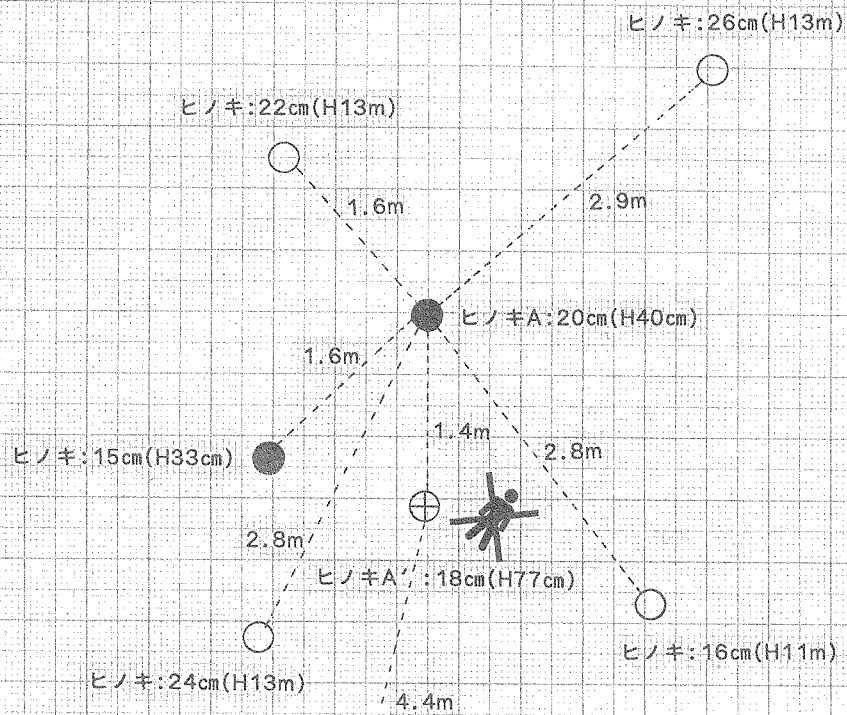
災害発生場所と搬送病院（県立下呂温泉病院）17.1km

災害発生場所

県立下呂温泉病院



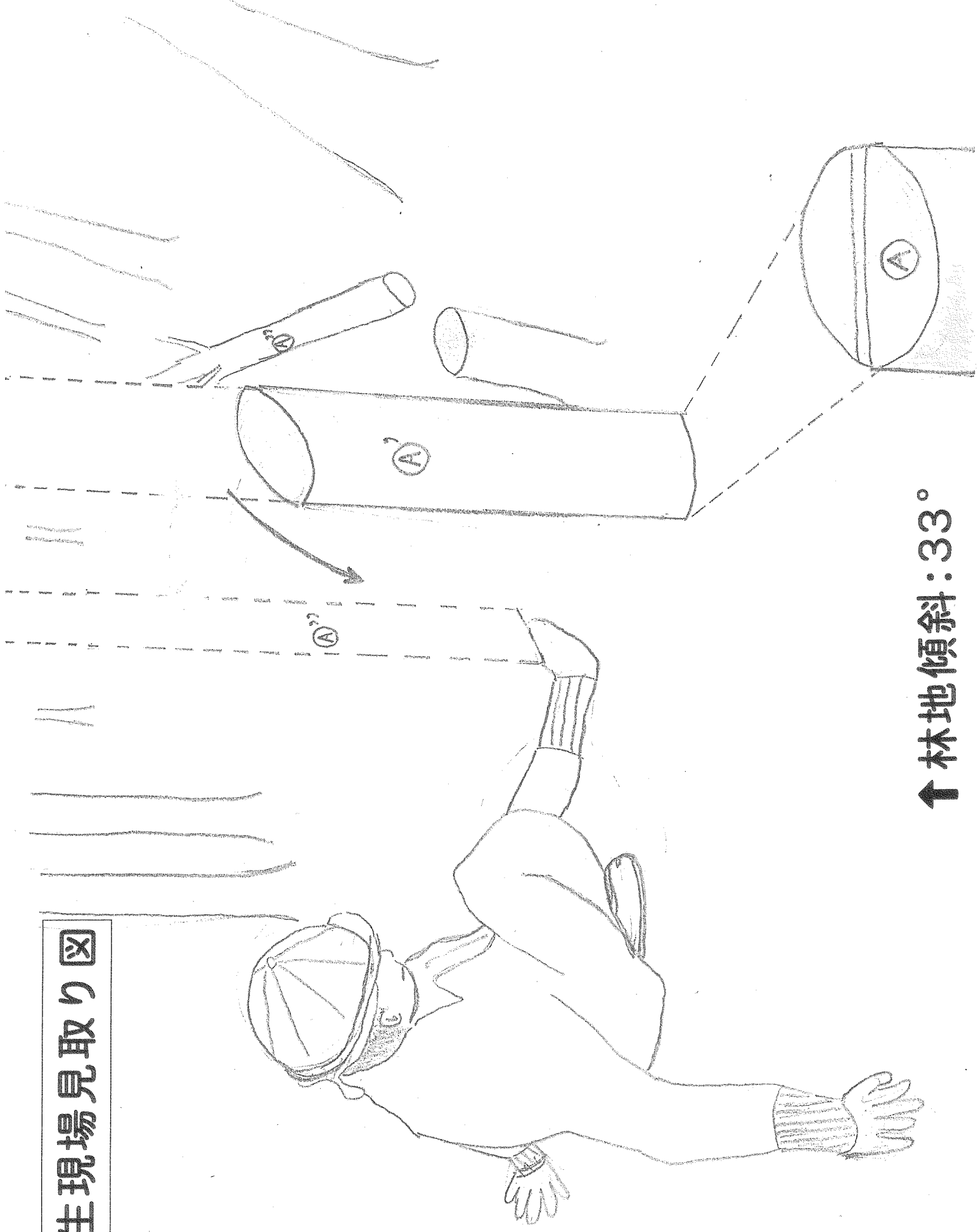
災害発生現場見取り図



林地傾斜: 33° ↓

- 伐倒木
- ⊕ 掛かり木
- 立木

災害発生現場見取り図



↑林地傾斜:33°

災害発生状況写真

